

法人税法 132 条の 2 の適用が否定された事例（東京地判令和 6 年 9 月 27 日）

ビジネス・タックス・ローニュースレター

2024 年 11 月 25 日号

執筆者:

伊藤 剛志

t.ito@nishimura.com

増田 貴都

t.masuda@nishimura.com

I はじめに

東京地方裁判所は、令和 6 年 9 月 27 日に、いわゆる PGM 事件について法人税法 132 条の 2（組織再編成に係る行為計算否認規定）の適用を否定し、納税者を全面勝訴させる判決（以下「**本判決**」といいます）を下しました。本件は、国側が控訴したと報じられており、控訴審にて本判決の内容が維持されるのかは現時点では予断を許しません。しかし、本判決は、法人税法 132 条の 2 に関する直近の裁判例である東京高判令和元年 12 月 11 日訟月 66 巻 5 号 593 頁〔TPR 事件控訴審判決〕で示されていた「組織再編税制は、完全支配関係がある法人間の合併についても〔…〕合併による事業の移転及び合併後の事業の継続を想定しているものと解される。そうすると、法人税法 57 条 2 項についても、合併による事業の移転及び合併後の事業の継続を想定して、被合併法人の有する未処理欠損金額の合併法人への引継ぎという租税法上の効果を認めたものと解される」との解釈とは異なる立場を示した裁判例として、実務上、注目に値します。そこで、本ニュースレターでは、本判決の概要を短くまとめてお伝えします¹。

II 事案の概要

1. 本件各合併による本件未処理欠損金額の引継ぎと課税処分

本件の原告（S3 社）は、ゴルフ場の保有を主要な事業とする会社であり、問題となったのは、同社が属する PGM グループ内の適格合併です。2017 年 2 月 1 日において、約 58 億円の未処理欠損金額を抱えるものの現在は特に事業を行っていない S1 社を消滅会社、S2 社を存続会社とする本件合併 1 を行い（次図左側）、その効力発生を条件に、S2 社を消滅会社、S3 社（原告）を存続会社とする本件合併 2 が行われました（次図右側）。本件合併 1 は支配関係 5 年を超える完全支配関係のある法人間の適格合併であり、本件合併 2 も支配関係 5 年を超える支配関係のある法人間の適格合併でした。

こうした本件合併 1 及び本件合併 2（以下、総称して「**本件各合併**」といいます）のため、法人税法 57 条 2 項（及び 81 条の 9 第 2 項 2 号イ）により、S1 社の本件合併 1 の直前における欠損金額である本件未処理欠損金額を S3 社（原告）の連結欠損金額とみなして、同社は 2017 年 3 月期の連結事業年度の法人税の連結確定申告等を行いました。

これに対して、所轄税務署長が、法人税法 132 条の 2 の規定により、本件未処理欠損金額を原告の連結欠

¹ 本ニュースレターでは割愛した論点も含む本判決の本格的な分析については、別稿の公表を予定しております（増田貴都「法人税法 132 条の 2 に関する最新裁判例（東京地裁令和 6 年 9 月 27 日判決）について」租税研究 2025 年 1 月号掲載予定）。

損金額とみなすことを認めないことを前提とした内容の課税処分を行いました。



2. 本件未処理欠損金額が発生した経緯と S1 社の休眠会社化

そもそも、本件で引継ぎの可否が問題となった本件未処理欠損金額は以下のような経緯で発生していました。S1 社は 2009 年 4 月 28 日付けで P 社がその全株式を譲り受ける形で外部から買収したゴルフ場事業等を営む会社でした。買収時には S1 社の元代表取締役の不正行為に起因して同社が負う可能性のある損害賠償義務等の簿外債務に係るリスクも指摘されていたのですが、交渉の結果、PGM グループ側が S1 社の全株式をそのまま譲り受けて、当該簿外債務に係るリスクも引き受けることで決着しました。

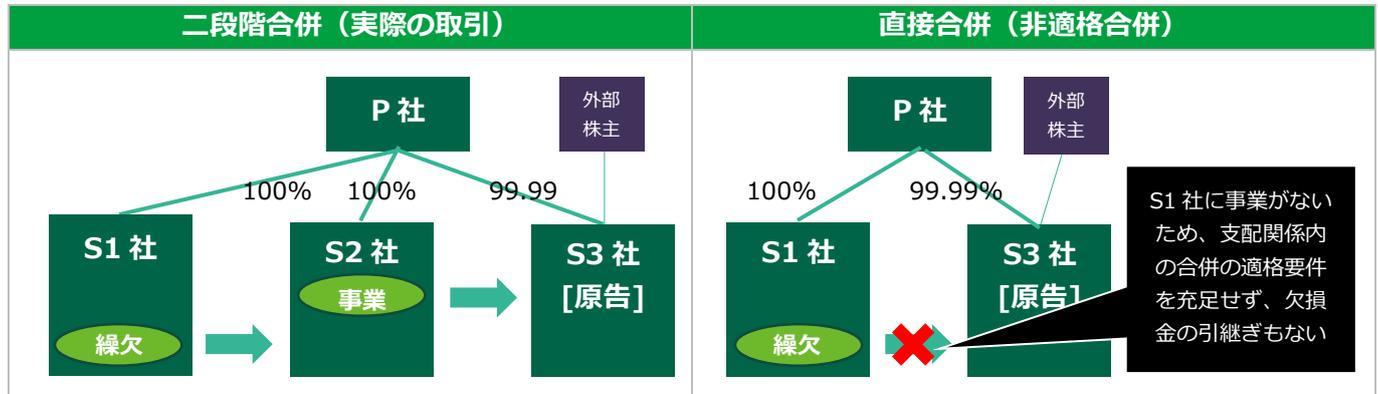
PGM グループ側としては、かかるリスクがグループ全体に影響を及ぼすことを可及的に防止しなければなりません。そこで、買収から間もない同年 7 月 31 日を効力発生日として、S1 社はゴルフ場事業等に係る資産負債等から、前述の元代表取締役の不正行為に係る債務等を除いたものを、新設分割により新会社に承継させました。当該新設分割によって、S1 社のゴルフ場事業等が新会社に承継され、多額の含み損を有する土地等が当該新会社に移転されると引き換えに、S1 社は当該新会社の全株式を有することになりました。さらに、当該新設分割から 1 月後の同年 9 月 1 日付けで、S1 社は、グループ内の別会社へと当該新会社の全株式を譲渡しました。この新会社株式の譲渡の結果として、S1 社は 2010 年 3 月期において株式譲渡損を計上したのですが、これが本件未処理欠損金額のほぼ全額を構成しています。

その後、S1 社は翌 2010 年に当該簿外債務に関連する対応を 2 件こなしたものの、遅くとも 2013 年 12 月以降は当該簿外債務に関する具体的な活動を行っておらず、本件各合併の時点では S1 社が何か事業を営んでいるとは言い難い状況でした。

3. スキームの検討状況

裁判ではスキーム検討用の社内資料が国側から証拠として提出され、本件各合併につき、S1 社が「休眠会社」であることや、S3 社（原告）に対して本件未処理欠損金額を引き継がせるに当たり、組織再編税制上、S1 社と S3 社とが直接合併すると従業者引継要件及び事業継続要件を満たさず非適格合併として取り扱われることになるため、P 社による S2 社の株式保有割合を 100%にした上で（この S2 社の 100%子会社化の経緯も論点になっていますが、本ニューズレターでは説明の便宜上省略します）、S1 社と S2 社が合併し、さらに S2 社が S3 社と合併する二段階合併が必要である等の社内検討が行われていた事実が認定されています。

このような社内資料が存在したためか、次図右側のように S1 社が S3 社へと直接合併する場合でも同様の出来上がりとなるにもかかわらず、次図左側に示されている二段階合併を行うことで法人税法 57 条 2 項の適用を受け、S1 社の本件未処理欠損金額を S3 社へと引き継いだことが、本件では特に争われました。



Ⅲ 判示の概要と若干のコメント

1. 不当性要件の判断枠組み

(1) 最高裁判例を踏襲した判示部分

本件の主たる争点は、事業を行っていない S1 社の有していた未処理欠損金額を本件合併 1 及び本件合併 2 によって S3 社が引き継いだことに対する法人税法 132 条の 2 の適用の可否でした。法人税法 132 条の 2 は「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」（以下「**不当性要件**」といいます）に適用されます。この不当性要件につき、最判平成 28 年 2 月 29 日民集 70 巻 2 号 242 頁〔ヤフー事件最高裁判決〕及び最判平成 28 年 2 月 29 日民集 70 巻 2 号 470 頁〔IDCF 事件最高裁判決〕にて以下のような判断枠組みが確立されているところ、本判決もそれを概ね踏襲しました。

「同条にいう『法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの』とは、法人の行為又は計算が組織再編成に関する税制（以下「組織再編税制」という。）に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものであることをいうと解すべきであり、その濫用の有無の判断に当たっては、①当該法人の行為又は計算が、通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮した上で、当該行為又は計算が、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否かという観点から判断するのが相当である」

(2) 本判決に独自の判示部分

本判決では、以上の最高裁判例を踏襲した判示部分に続けて、追加の判示を行っています。例えば、裁判所は、ヤフー事件最高裁判決の調査官解説における「行為・計算の不自然性が全く認められない場合や、そのような行為・計算を行うことの合理的な理由となる事業目的等が十分に存在すると認められる場合には、

他の事情を考慮するまでもなく、不当性要件に該当すると判断することは困難であると考えられる」²との一節と内容がほぼ類似する以下のような判示を行いました。

「行為・計算の不自然性が全く認められない場合や、そのような行為・計算を行うことの合理的な理由となる事業目的等が十分に存在すると認められる場合には、他の事情を考慮するまでもなく、組織再編税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用したものということはできず、不当性要件に該当すると判断することは困難である」

また、裁判所は（前記**(1)**の判断枠組みからすれば当然のことではあります）不自然性が「全く」認められないスキームを選択している限りは基本的に不当性要件を充足しない旨を改めて確認しています。

「株式会社が合理的な事業目的のある組織再編成を行うに当たり〔…〕不自然性の全く認められない複数の手順や方法の中から最も税負担の少ないものを探ったとしても、そのことから直ちに組織再編税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用したものということはできない」

最後に、裁判所は、合併のタイミングを選択する行為に関して、次のような判示を行いました。

「引き継がれる未処理欠損金額は、合併の時期によって差異が生ずるが（57条2項、3項、57条の2等参照）、いつ合併するかは基本的に当事者の自由であり、合併につき合理的な事業目的がある場合には、税務上の効果が最大となる時期を見定めて合併を実行したとしても、そのことから直ちに不当性要件に該当すると判断することはできないと解される」

この判示部分は、税務上、最も有利なタイミングを見定めて合併を実行しても不当性要件を満たさない場合があることを明示している一方で、当該合併が合理的な事業目的を欠いている場合には、やはり不当性要件を満たす可能性があることを留保しているようでもあり、注目されます。

2. 法人税法 57 条 2 項の趣旨及び目的

(1) 最高裁判例を踏襲した判示部分

前記**1 (1)**の不当性要件の判断枠組みの下では「組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的」が何であるかが結論を左右することになるので、まずは問題となる規定の「本来の趣旨及び目的」を特定する必要があります。本判決においても、裁判所は、問題となった本件未処理欠損金額の引継ぎの根拠規定である法人税法 57 条 2 項（及び同項に対応する連結納税制度上の規定である 81 条の 9 第 2 項 2 号イ）の趣旨及び目的について検討を加えています。

裁判所は、まずはヤフー事件最高裁判決の導入部分を概ね踏襲し、組織再編税制における譲渡損益に関する法人税法 62 条、62 条の 2、そして、未処理欠損金額の扱いを定める 57 条 2 項を表面的になぞりつつ「組織再編成に伴う未処理欠損金額の取扱いについても、基本的に、移転資産等の譲渡損益に係る取扱いに合わせて従前の課税関係を継続させることとするか否かを定めることとされて」いる等と述べました。

² 徳地淳＝林史高「判解（ヤフー事件）」『最高裁判所判例解説民事篇（平成 28 年度）』（法曹会、2019）109 頁。

(2) 法人税法 57 条 2 項の趣旨及び目的の特定

続けて、裁判所は、法人税法 57 条 2 項の趣旨及び目的を次のように特定しました。

「組織再編税制に係る法人税法 57 条 2 項等〔引用者注：法人税法 57 条 2 項及び 81 条の 9 第 2 項 2 号イ〕の趣旨及び目的は、組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更がない場合には、その譲渡損益の計上を繰り延べて従前の課税関係を継続させるというもの」

以上の判決文の字面からは、欠損金引継規定（法人税法 57 条 2 項）の趣旨及び目的が譲渡損益の計上の繰延べであるかのようにも読めてしまい、論旨がやや不明瞭です。ここで、前記(1)の「組織再編成に伴う未処理欠損金額の取扱いについても、基本的に、移転資産等の譲渡損益に係る取扱いに合わせて従前の課税関係を継続させることとするか否かを定めることとされて」いるとの（ヤフー事件最高裁判決を踏襲した）判示部分にも併せて注目すると、詰まるところ、本判決が言わんとする法人税法 57 条 2 項の趣旨及び目的とは「組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更がない場合には、その譲渡損益の計上を繰り延べる取扱いに合わせて従前の課税関係を継続させるというもの」なのではないかと推察されます。

さて、このように法人税法 57 条 2 項の趣旨及び目的が「経済実態に実質的な変更がない場合」に従前の課税関係を継続させる（未処理欠損金額を引き継がせる）ことにあるとして、ここに言う「経済実態に実質的な変更がない場合」とはいかなる場合を意味しているのかが問題となります。この点に関して、裁判所は次のように判示しています。

「経済実態に実質的な変更がないか否かを判断するなどのために、法人税法 2 条 12 号の 8 及びこれを受けた法人税法施行令 4 条の 3 等において、適格合併と判定するための具体的な要件が定められているものと認められる」

つまり、裁判所は、従前の課税関係を継続させるべき「経済実態に実質的な変更がない場合」か否かを判断するに当たって、法人税法や同法施行令に定められた合併の適格要件を判断基準に位置づけたようです。本判決においては、法人税法や同法施行令に定められた合併の適格要件にはないような、裁判所独自の「経済実態に実質的な変更がない場合」か否かの判断基準は必ずしも定立されておらず、そうした謙抑性が本判決の特徴の一つであるようにも思われます。

(3) 本判決における趣旨及び目的の特定手法

法人税法 57 条 2 項の趣旨及び目的の特定手法について見ると、裁判所は、条文の文言や条文構造に一通り言及した上で、組織再編税制導入（平成 13 年度税制改正）の基礎となった税制調査会法人課税小委員会の議論内容を探求した後、前記(2)の結論を導いています。このように平成 13 年度税制改正当時の立法関連資料の記載を中心に立法経緯等を確認して規定の趣旨及び目的を特定する手法は、ヤフー事件最高裁判決の調査官解説において示唆されていた「法 132 条の 2 の適用が問題となる事案においては、問題となる各規定につき、上記のような資料や解説等（例えば〔…〕政府税制調査会法人課税小委員会の『会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方』、中尾睦ほか『平成 13 年版改正税法のすべて』など。国会の議事録が参考になる場合もあろう。）の記載を中心に立法経緯等を確認し、的確にその趣旨及び目的を把握す

る」³との手法とも整合的であると考えられます。

なお、裁判所は、当該小委員会の議論内容を総括した上で「国会審議を含め、組織再編税制の立法の過程において、このような見解が否定されたり修正されたりしたことをうかがわせる事情は見当たらない」と判示し、かかる議論内容が平成 13 年度税制改正の立法時点まで維持されていたことだけを確認しました。したがって、裁判所は平成 13 年度税制改正の立法時点で想定されていたであろう法人税法 57 条 2 項の趣旨及び目的を特定することとしたようです。平成 13 年度税制改正から本件までの間になされた複数の法改正（例えば、完全支配関係のある子法人の残余財産が確定した場合の親法人への欠損金引継ぎを法人税法 57 条 2 項に付け加えた平成 22 年度税制改正）を通じて、法人税法 57 条 2 項の趣旨及び目的が立法時点からは変遷している可能性も考えられますが、この点に関して裁判所は必ずしも考慮する様子を見せませんでした。

3. TPR 事件控訴審判決に依拠した国側の主張を否定

本判決において、裁判所は、①文理解釈の原則に言及しつつ適格要件や法人税法 57 条 2 項には事業の継続がない場合に一律に欠損金引継ぎを否定する旨をうかがわせる文言がない旨を確認したうえで、②平成 13 年度税制改正の基礎となった税制調査会法人課税小委員会での議論内容、③立法当時の想定可能性（完全子会社である休眠会社を吸収合併する事例が容易に想定し難いものであったとはいえない）④平成 13 年度税制改正の立法作業経験者による意見書、⑤課税実務（親会社が完全子会社を吸収合併した上で継続困難となった当該完全子会社の事業を取り止める事案につき、資産の移転が独立した事業単位で行われておらず、合併後に事業が継続していないとの理由で法人税法 132 条の 2 を適用する実務はうかがわれぬ）等の複数の事情を考慮に入れた上で、以下のとおり判示して、TPR 事件控訴審判決（前記 I 参照）に依拠したと考えられる国側の主張を退けました。

「これらの事情によれば、組織再編税制の立法に当たっては、小委員会の前記〔…〕の見解も踏まえた上で、前記〔…〕のような完全子会社の吸収合併の場合も含め、完全支配関係があり対価要件を満たす法人間の合併の場合には、基本的に、合併の前後で経済実態に実質的な変更がなく、個別の資産の売買取引との区別も問題とならないことから、支配関係適格合併及び共同事業適格合併とは異なる、より緩和された適格合併の要件が、あえて定められ、従業員引継要件及び事業継続要件が必要とされなかったと解するのが相当であって、法令上、上記のような合併の場合に組織再編税制の適用を一律に否定するとの趣旨を読み取ることはできない」

このように、本判決は、いわば“完全支配関係内の合併についても「合併による事業の移転及び合併後の事業の継続」が（事実上の）要件であって、かかる（事実上の）要件を満たさない場合には、課税繰延規定や欠損金引継規定の適用は一律に否定されなければならない”といった考え方を明確に否定したのであって、ここに本判決の最大の意義があると評価できます⁴。ただし、裁判所は、休眠会社を利用した（事業の移転・継続のない）組織再編成が常に尊重されるべきであると判断している訳ではなく、個別事案の事実関係に照らして不当性要件を満たす場合には、なお法人税法 132 条の 2 に基づき課税繰延規定や欠損金引継規定の適

³ 徳地＝林・前掲（注 2）113 頁。

⁴ 例えば、「PGM 事件審判所判決は、TPR 事件東京高裁判決が、あたかも法 57 条 2 項に明文にない『事業の移転及び継続』という要件を事実上付加したかのように解しているが〔…〕TPR 事件東京高裁判決の趣旨をそのように解するのは誤読であると考えられる」（太田洋＝伊藤剛志編著『企業取引と税務否認の実務〔第 2 版〕』（大蔵財務協会、2022）176 頁〔太田洋〕）と批判されていました。

用が否定されることになる旨を、次の判示で示唆していることに注意を要します。

「休眠会社を利用した組織再編成によって不当な租税回避行為が行われるおそれは否定できないが、不当性要件の該当性の判断、すなわち、法人の行為又は計算が組織再編税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものであるか否かの判断は、飽くまで、組織再編成に係る個別的な事情を踏まえ、〔前記 **1(1)**の不当性要件の判断枠組みによる〕のが相当であり、かつ、それで足りるというべきであって、法令上に明記されていない一律の『前提』（事実上の要件）を明確な根拠もなく想定すべきではない」

したがって、本判決の解釈を前提としても、休眠会社の有する未処理欠損金額を完全支配関係内の適格合併で引き継ぐ際に法人税法 132 条の 2 の適用の可能性に多かれ少なかれ留意しなければならないことには変わりがないと考えられます。

4. 判断枠組みへの当てはめ

(1) 結論部分

裁判所は、本件の事実関係を前記 **1(1)**の不当性要件の判断枠組みに当てはめて、次の結論を下しました。

「本件各合併について、その各部分を個別にみた場合においても、その全体をみた場合においても、〔…〕何ら不自然なものとはいえないし、かかるスキームを採用して合併を行うことの『合理的な理由となる事業目的その他の事由』が存在することからすると組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるものとは認められない」

裁判所が「何ら不自然なものとはいえない」と本件を評価した上で不当性要件の充足を否定していることからすれば、本判決は、ヤフー事件最高裁判決の調査官解説で解説されていた「行為・計算の不自然性が全く認められない場合〔…〕には、他の事情を考慮するまでもなく、不当性要件に該当すると判断することは困難」⁵というパターンに位置付けられます。このため、不自然性がわずかでも認められるケースは本件とは事案が異なることになり、そのようなケースに対する法人税法 132 条の 2 の適用可能性を検討する際に本判決を参考することは適切ではない可能性があります。

特に、不自然性がわずかでも認められるケースにおいては、「行為・計算の不自然さ（異常性・変則性）の程度との比較や税負担の減少目的と事業目的との主従関係等に鑑み、行為・計算の合理性を説明するに足りる程度の事業目的等が存在するかどうかという点を考慮する」⁶ことで、法人税法 132 条の 2 の不当性要件を充足するか否かを検討することになると考えられます。しかしながら、行為・計算の不自然さの程度に応じてどの程度の説得力を有する理由付けが求められるのかに関する指針や相場観を本判決から読み取ることが難しく、そのような検討を行う際の参考事例として本判決を位置づけることは難しいと思われま

⁵ 徳地＝林・前掲（注 2）109 頁。

⁶ 徳地＝林・前掲（注 2）108-109 頁。

(2) 直接合併ではなく二段階合併を選択したことの評価

裁判所は本件各合併の各部分について細かく検討を加えていますが、本ニュースレターでは紙幅の都合から、直接合併ではなく二段階合併としたことに関連する裁判所の判断にポイントを絞って分析します。

前記Ⅱ3のとおり、もし、S3社（原告）が休眠会社S1社を直接吸収合併していたならば、事業継続を欠く支配関係内の合併となるため、適格要件を満たさず、S1社の本件未処理欠損金額はS3社に引き継がれずに失われる結果となっていたはずで、このため、直接合併ではなく二段階合併を用いた結果として本件未処理欠損金額の引継ぎが達成されたことにはなりません。

この点に関して、裁判所は、会社法上の整理との関係で二段階合併の手法（第一合併の効力発生を停止条件として第二合併を実行する手法）は実務で採用されてきた手法であり、課税実務もそれに沿っていることを認定しています。さらに、裁判所は、本件では合併対価交付についての事務の煩雑さの観点から直接合併よりも二段階合併の方が優れた手法であったと評価していることも注目されます。かかる評価も前提に、裁判所は、直接合併ではなく二段階合併を採用したことは何ら不自然なものではなかったとの結論を下しました。例えば、以下のように判示されているところです。

「会社法上、〔…〕2社以上の消滅会社と単一の存続会社との間で一体のものとして吸収合併を行う場合であっても、各消滅会社と存続会社との間で各別に吸収合併が行われるものと整理され、〔…〕実務上、同日付けで複数の吸収合併を実施する場合には、例えば、第一合併の効力発生を停止条件として第二合併を実行するなど、各吸収合併に順序を付し、その効力発生に条件を付けるという方法が採られている」

「課税実務上も、このような整理及び合併の実務を踏まえ〔…〕税制上もその順序どおり合併が行われたものとして、適格合併に当たるか否かの判定を行うこととされている」

「仮に、本件合併1を経ずに、〔S1社〕及び〔S2社〕をそれぞれ被合併法人とし、〔S3社〕を合併法人とする各合併を実施した場合には、〔S3社〕と〔S1社〕との合併比率及び〔S3社〕と〔S2社〕との合併比率をそれぞれ計算した上で、〔P社〕に対して〔S2社〕と〔S1社〕の2社分の株式について、〔S3社〕の株式を割り当てることが必要となると認められ、この点において、一定の事務の煩雑さがあることは否めない〔…〕。これに対し、〔S3社〕が直接〔S1社〕を吸収合併するのではなく、本件各合併のスキームを採ることにより、事務負担が大幅に増大するとは認められない」

「これらの事情を踏まえると、〔S3社〕が〔S1社〕及び〔S2社〕の全てを直接吸収合併するのではなく、〔S2社〕が〔S1社〕を吸収合併し（本件合併1）、その効力発生を停止条件として、〔S3社〕が〔S2社〕を吸収合併したこと（本件合併2）は、『通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づくもの』などではなく、むしろ、一般に採られている合理的な手順・方法の一つと認められる」

「本件各合併のスキームは、①課税上のメリットがなく、かつ、事務効率化のメリットもない（事務の煩雑さがある）手順・方法（〔S3社〕が直接〔S1社〕を吸収合併する場合）と、②課税上のメリットがあり、かつ、事務効率化のメリットもある（事務の煩雑さが生じない）手順・方法（本件各合併の場合）のうち、後者を採用したというもので…合理的な経済活動と評価でき…何ら不自然なものではない」

IV おわりに

本判決は、TPR 事件控訴審判決を下敷きとする、完全支配関係内の合併についても「合併による事業の移転及び合併後の事業の継続」を事実上の要件とし、「合併による事業の移転及び合併後の事業の継続」がない場合には課税繰延べや欠損金引継ぎを一律に否定すべき、との考え方を退けた初の裁判例であり、そこに本判決の重要な意義があると考えられます。さらに、法人税法 57 条 2 項の趣旨及び目的を「組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更がない場合には、その譲渡損益の計上を繰り延べて従前の課税関係を継続させるというもの」と判断したこと、その際に平成 13 年度税制改正の立法時点で想定されていたであろう趣旨及び目的を特定することとしたようであること、また、本件各合併を「何ら不自然なものとはいえない」と評価したこと等、本判決は他にも興味深い点をいくつも内包しています。控訴審にて本判決の内容が維持されるのか、引き続き本件の動向が注目されます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com